平成２１年（再イ）第２０号
新潟県上越市中央５丁目15番８号
再生債務者　伊澤　一則
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年11月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月５日　新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（再イ）第２６号
長野県上田市緑が丘１丁目27番27号
再生債務者　角田　真紀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年11月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月５日　長野地方裁判所上田支部

平成２１年（再イ）第１８号
長野県岡谷市長地出早３丁目３番19号
再生債務者　長滝　光男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年11月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月５日　長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（再イ）第１２号
岐阜県揖斐郡大野町大字下磯746番地25
再生債務者　竹下　愼一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年11月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月５日　岐阜地方裁判所大垣支部

平成２１年（再イ）第２４号
静岡県三島市佐野見晴台２丁目30番地の４
再生債務者　大久保光高
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年11月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月５日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（再イ）第２８号
静岡県三島市谷田夏梅木751番地の３
再生債務者　冨永　泰雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年11月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月５日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（再イ）第６１号
愛知県岡崎市保母町字南二百田12番地
再生債務者　八塚　純市
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年11月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月５日
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２１年（再イ）第６３号
愛知県刈谷市井ケ谷町青木33番地　サンシャイン青木301号
再生債務者　濱崎　慶介
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年11月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月５日
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２１年（再イ）第２８号
愛知県新城市海老字南貝津38番地１
再生債務者　金田　朝裕
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年11月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月５日
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（再イ）第６７号
大阪府泉大津市高津町９番14号
再生債務者　岡橋　秀和
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年11月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月５日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２１年（再イ）第２２号
島根県松江市鹿島町佐陀本郷81番地
再生債務者　吉岡　保治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年11月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月５日　　松江地方裁判所民事部

平成２１年（再イ）第２７号
山口県周南市瀬戸見町２番26号　ベルエール瀬戸見103号
再生債務者　長川　敏也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年11月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月５日　山口地方裁判所周南支部

独立行政法人理化学研究所公告

平成 21 年 11 月 18 日

独立行政法人理化学研究所
理事長　野依　良治

独立行政法人理化学研究所の定年制職員給与規程等の一部変更

定年制職員給与規程及び任期制職員給与規程の一部を平成21年６月25日付及び同年９月17日付で変更したので、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第63条第２項の規定に基づき公表する。

なお、詳細については、当所ホームページ（http://www.riken.jp/）により公表する。

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

次のとおり参加意思確認書の提出を招請します。

平成 21 年 11 月 18 日

独立行政法人都市再生機構
総務人事部担当部長　小林　昭次

1　当該招請の主旨

本業務は、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が保有する電子入札システム及び入札情報サービスシステム（以下「電子入札システム等」という。）について、入札業務の効率性向上と適正化の推進に係るシステム改修等を実施するものである。電子入札システムは、府省・自治体等における電子入札の共通的基盤である「電子入札コアシステム」の可変部分に機構独自の改造を施したものであり、標準仕様である電子入札コアシステムとの比較において大幅な改変、特にホストコンピュータ等機構が保有する既存のシステムとの接続・連携を軸とした独自化がなされている。また、入札情報サービスシステムについても同様に既存システムと連携するなど機構独自の仕様となっており、これらに改修を加えるためには、システム間の複雑な接続・連携関係をはじめとする当該システムの設計仕様について深く熟知している必要がある。

このため、電子入札システム等の当初の開発及び過年度におけるシステムの改定を行った法人（以下「特定した法人」という。）を契約の相手先とする契約手続を行う予定としているが、当該法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、４の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定した法人との契約手続に移行する。

なお、４の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定した法人と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2　業務概要

⑴　業務名　平成21年度電子入札システム等の改定

⑵　業務内容　電子入札システム等のプログラム改修及び附帯する作業

⑶　履行期限　平成22年３月31日

3　業務目的

本業務は、電子入札システム等について、入札業務の効率性向上と適正化の推進に係るシステム改修を行うとともに、現行の工事等契約オンラインシステム等に替わり平成23年に稼動する新規システム（以下「新経理システム」という。）に対して連携機能を構築することを目的とする。